○クリーンランドひろば及び緑地帯管理規則

制定　令和２年３月24日　規則第３号

（目的）

第１条　この規則は，クリーンランドひろば（伊丹市岩屋２丁目136他に設置されたひろばをいう。）及び緑地帯（豊中市原田西町10に設置された緑地帯をいう。）（以下「ひろば等」という。）の管理運営に関し，必要な事項を定めることを目的とする。

（利用することができない日）

第２条　ひろば等を利用することができない日は，豊中市伊丹市クリーンランドの休日を定める条例（平成18年組合条例第５号）第１条第１項第３号に掲げる日，１月１日及び管理者が別に定める日とする。

（利用時間）

第３条　ひろば等の利用時間は午前９時から午後５時までとする。ただし，管理者は，特に必要があると認めるときは，これを変更することができる。

（禁止行為）

第４条　ひろば等においては，ひろば等の本来の用途を阻害し，若しくは阻害するおそれのある次に掲げる行為をしてはならない。ただし，管理者が認めたものについては，この限りでない。

(1)　ひろば等施設を損傷し，又は汚損すること。

(2)　植物を採取し，又は損傷すること。

(3)　土地の形質を変更し，又は汚損すること。

(4)　鳥獣類を捕獲し，又は殺傷すること。

(5)　はり紙若しくははり札をし，又は広告を表示すること。

(6)　立入禁止区域に無断で立ち入ること。

(7)　指定された場所以外の場所へ車両を入れ，又はとめおくこと。

(8)　たき火をし，又は火気をもてあそび，その他危険な遊戯をすること。

(9)　ひろば等をその用途外に使用すること。

(10)　前各号に掲げるもののほか，ひろば等の管理に支障のある行為をすること。

（利用の禁止又は制限）

第５条　管理者は，必要があると認めるときは，区域を定めてひろば等の利用を禁止し，又は制限することができる。

（損害賠償）

第６条　故意又は過失により，ひろば等の施設，設備その他の物件を汚損し，毀損し，又は滅失させた者は，その損害を賠償しなければならない。

（施行細目）

第７条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，管理者が別に定める。

附　則

この規則は，令和２年９月２７日から施行する。